

一般社団法人 東京技術士会 令和元年第1回臨時総会議事録

開催日時:令和元年11月27日 15時00分～15時20分

開催場所:港区生涯学習センター 303会議室

○開会宣言

15時00分、平野輝美総務委員長が令和元年第1回臨時総会の開催を宣言した。

○総会の成立

正会員95名のうち出席者27名、委任状による出席50名の合計77名の出席により、定款18条を満たしているので総会が成立していることが司会者により報告された。

○会長挨拶

二宮孝夫会長が令和元年第1回臨時総会の開催にあたり、挨拶があった。

○議長選出

定款第16条の規定により二宮孝夫会長が議長に就いた。

○議事録署名人選出

議長は署名人として議長および山根幹大幹事、深澤潔幹事が指名され、諸氏は受託した。

○議事

引き続き下記の議事に入った。

議案

第1号議案 定款の承認について(審議事項)

第2号議案 その他

第1号議案 定款の承認について(審議事項)

議長は以下のように定款を変更する(赤字部分)旨の説明を行った。

第4条 (6)技術者の専門及び応用能力向上及び技術倫理の啓発及びコンプライアンスの啓発

(9)技術に係る図書・雑誌の発刊及び技術に関わる講演会、研修会、セミナー等の開催

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申請書により申込みをし、その承認を受けなければならない。理事会による承認があった時をもって会員となる。

第11条 (4)当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時社員総会が必要な場合に開催する。

第15条 2 社員総会の招集は社員総会の日から1週間前までに通知する。社員総会に出席しない社員が書面によって決議権を行使できるとする場合は、2週間前までに通知する。

第18条 2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、社員総会の議決権の半数以上にあたる正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条 2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された2名以上の正会員が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かねばならない。

第20条 7 監事はこの法人の理事を兼ねることができない。

第23条 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、この会の内部の業務に係わる経費や外部の業務に係わる対価を妨げるものではない。

第33条 2 理事会の議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

い。

第37条 2 前項の規定により社員総会報告され、又はその承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第39条 2 ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が基金の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

3 基金返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

第47条 この法人は、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議に基づいて処理するものとする。

審議の結果、挙手による賛成多数により承認された。

第2号議案 その他

議長は、渋谷貞夫会員の会費免除に関する提案を行なった。審議の結果、渋谷貞夫会員の難病の健康状態とこれまでの本会への寄与に鑑み、平成31年(令和元年)度以降の会費を免除することについて了承され、決議された。

議長はその他の議案を求めたところ提案がなかった。

○議長解任

15時20分、全ての議案の審議を終え、議長により議事の終了が宣言され、議長は自らを解任した。

○閉会宣言

15時20分、司会の平野総務委員長により定時総会の閉会の宣言がなされ、令和元年第1回臨時総会を終了した。

上記の議事の経過と結果を明確にするため、この議事録を作成し、議事録署名人ならびに会長が署名もしくは捺印する。

令和元年11月27日

一般社団法人 東京技術士会

議長(会長)

二宮孝夫 
二宮 孝夫

議事録署名人(監事)

山根幹大 
山根 幹大

議事録署名人(監事)

深澤潔 
深澤 潔